

普通預金・貯蓄預金口座を開設されるお客さまへ

京都銀行

未利用口座管理手数料について

平素は、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび当行では、2021年3月1日以降に新規開設された普通預金口座（総合口座含む）、および貯蓄預金口座に未利用口座管理手数料を適用させていただいております。詳細は、以下のとおりとなりますので、内容をご確認いただき、是非とも末永いお取引をお願い申し上げます。

1. 未利用口座となる口座

最後の入出金（利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から、2年以上お取引のない口座（普通預金口座、貯蓄預金口座）を未利用口座としてお取扱いいたします。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。

- ① 当該口座の残高が10,000円以上
- ② 未利用口座の取扱店と同一取引店で、定期預金の残高1円以上
- ③ 金融資産（外貨預金、投資信託、債券、金融商品仲介、信託）の指定預金口座
- ④ 借入の返済口座（カードローン含む）
- ⑤ 公金、金融機関の預金口座

※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。

2. 未利用口座管理手数料

- (1) お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前にお客さまにご案内をさせていただきます。
- (2) ご案内を差し上げてから、一定期間経過後も取引がない場合に年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただきます。

3. 口座の自動解約

- (1) お客さまの口座残高が、未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高を未利用口座管理手数料に充当させていただき、同口座を解約させていただきます。
- (2) なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

4. 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ

- (1) 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまに、事前にご案内を差し上げます（※）。
- (2) このご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用の予定が無い場合は、ご解約されることをお勧めいたします。
ご案内を差し上げて一定期間（約2か月）経過以内に、再度ご利用いただくか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。
- (3) ご案内を差し上げて一定期間（約2か月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引き落としをさせていただきます。
※事前に送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

・未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。